

企業経営に必要な法律知識

～事例から学ぶ民法（債権法、契約解除等）の勘所～

近年「知らないでは済まされない」商取引における法律改正が多く行われています。今回はそれらの法改正をについて、ポイントを絞ってお伝えするとともに、契約実務対応（契約書や利用規約等への落とし込み方）をやさしく解説します。明日からの日常業務にすぐに活用できる実戦的な講習会です。皆様のご参加をお待ちしております。

開催日時

令和5年 11月 14日(火)

開催場所

蕨商工会館 3階多目的ホールA

18時～20時

予定人数

15名

参加費

無料

主催

蕨商工会議所 中小企業相談所

講師

行政書士大森法務事務所
代表 大森 靖之 氏



【講師紹介】

1979年生まれ。大学卒業後、ウシオ電機(株)入社。法務部にて11年間に亘り月100件以上の契約書作成・審査実務に携わり、法務分野の社内エキスパートとなる。2013年に行政書士として独立し、大森法務事務所を開設する。

現在、企業から個人までの契約書作成や顧問先の指導と共に、各地の商工団体等のセミナー講師として活躍中。企業実務をベースにした専門的観点からの講義は明快でわかりやすいと多方面から高い評価を得ている。

講義内容

- ①商取引にかかわる近年の法改正の概要
 - ・民法
 - ・消費者契約法
 - ・フリーランス保護新法など
- ②契約書の作り方
(契約解除、契約不適合責任、損害賠償等、①の法改正が影響する箇所を中心に)
- ③定型約款の作り方

お問合せ

蕨商工会議所 中小企業相談所
蕨市中央5-1-19
TEL:048-432-2655
FAX:048-444-1785

申込書

必要事項をご記入のうえ、FAX(048-444-1785)にてお申し込みください。

- ・事業者名 _____ ・住所 _____
- ・氏名 _____ ・電話 _____
- ・メールアドレス _____